
思想とテキストの間

——日本学生野球憲章の改正作業の現場から——

石井紫郎

〈東京大学〉

皆さん、こんにちは。石井紫郎です。急病のため、プラハへうかがえず、皆さんにお会いする機会を逸したことを残念に思っています。

私がこれから述べることは、私自身が昨年5月以来の16月の間、最も時間を費やし、そしてさらに今後もお、1年近く続くであろう、ある共同作業の中で感じたことの、中間報告であります。それは、昨年5月に設置された「日本学生野球憲章検討委員会」の委員長として、私が10人ほどの委員たちと共に進めてきた、この「日本学生野球憲章」（以後、単に「憲章」と表現します。）の全面改正案作成作業の中間報告ですが、いうまでもなく、この思想とテキストは私個人のものではなく、委員会という組織のものでありますから、思想の統一についても、テキストの作成についても、一種の妥協を避けることができません。石井紫郎個人と委員会の思想とそれを表現するテキストの間には、ある種のずれを避けることはできませんし、ほぼ満足する意見の一致が成立したとしても、それをどう表現するか、という点ではなお困難が伴うからです。今日は、「思想とテキストの間」と題して、その一端をご披露いたします。

まず、この憲章全面改正の必要性が生じた理由については、配布資料の改正案の「前文」(preamble) についての「解説」を読んでいただければ、おおよそのことはご理解いただけると思います。要するに、現行の憲章は、時代遅れになったのです。配布資料から分かるように、憲章の歴史は1932年に遡ります。それは文部省という行政官庁の命令の発布によって始められました。日本の学生野球は、こうして「公法」(öffentliches Recht) の体系の中に位置付けられたのです。その契機は、学生野球の試合(ゲーム)に際して、それぞれの学校・大学の学生仲間を中心とする応援団が、しばしば興奮して、喧嘩(暴力的衝突)に及ぶなどの不祥事が続発したことです。ヨーロッパでもサッカー(Fußball)の国際試合などで起きる暴力・暴動に似たものです。

第二次大戦が終わるとともに、学生野球の関係者たちはいち早くこの行政的監督体制からの独立を求めますが、文部省(及びその背後にいる、連合国占領軍政当局)は、学生野球界が1932年以前のような無秩序状態に再び陥るのを恐れ、行政に代わる監督システムとルールの作成を、独立の条件としました。こうして出来たのが、現行憲章なのですが、こうした経緯からして容易に想像できるように、その内容とシステムは、従来の行政的監督体制をほとんどそのまま引き継いだものでした。一言でいえば、現行憲章とそれに基づく学生野球団体の監督体制は、前近代的な性格をほとんどそのまま引き継いだものであったのです。1946年を境に、日本の学生野球は変わったものではありません。現行憲章の前文が、非常に短く、しかも空疎で無内容な言葉をつなぎ合わせたものにすぎないことに、皆さんもお気づきだと思います。書かれているのは、《文部省から「我ら」に学生野球を取り返した》という喜びだけであり、新しいものはほとんど何もつけ加わっていないのです。

行政支配が強い体制の下では、行政の目が行き届かない所では、違法・サボタージュが横行するのが常であることは歴史が証明しているところですが、学生野球も例外ではありませんでした。ことに、「プロ野球」（アメリカで成立し、日本に1935年以後取り入れられた“Professional Baseball”を、日本人は、はじめ「職業野球」と翻訳しましたが、戦後はほとんど用いられなくなり、現在では「プロ野球」と呼んでいます。）、このプロ野球との間に、さまざまな憲章違反行為あるいはスキャンダルが起きました。

ヨーロッパ型のクラブ・サッカーは、「プロ」とアマチュアとの区別は、プレイヤー個人の次元のものです。ある学生が「プロ」契約を結べば、彼は「プロ」になります。プロ契約を結ばない学生だけがアマチュアだ、というわけです。アマチュアだけの大会をしたいと思えば、その大会主催者が、「プロ」に対して出場資格を認めない、と宣言すればよいのであって、ふだんから「プロ」とアマと一緒にトレーニングをしても、それは問題になりません。これに対して、日本野球では、《学生野球の世界 vs. プロ野球の世界》という「世界」の対立構造が基本になっていますから、「プロ」とアマチュアと一緒に練習することも許されないのです。

これに大きな変化を惹き起こしたのは、オリンピックの変化でした。オリンピックはもはや、プロとアマチュアの区別はありません。野球に関しては、はじめこそ、選手団中に加わるプロの選手の数に制限がありました。前回からなくなりました。日本選手も全員プロでした。

こうなってみて、学生野球の長老たちは愕然としたのです。オリンピックに行けるのは結局プロしかないのだ、となれば、若い学生たちが、学生野球＝学校・大学の野球に加わらず、義務教育を終わってから高校へは行かず、あるいは高校へ入学しても学校の野球部に入らず、プロ球団の養成組織に行く者がどっと増えるでしょう。まして、大学へ入って大学野球で活躍しよう、などと考える学生はいなくなるでしょう。実際、10年ほど前までは、プロ野球の一流の選手の半分は大学野球経験者でした。今では、かれらは少数派です。学生野球の関係者たちは、このことに気がついて、プロとの関係を見直さなければならない、と感じ始めました。

同時に、これとは全く違った方向から、問題の深刻さに気がついた人たちがいます。それは学校経営者たちです。日本では多数の私立学校・大学があります。学生数から言えば、圧倒的に私立学校・大学の方が多いのです。少子化の傾向の中で、私立学校の経営は苦しくなり、学校間の競争は激しくなる一方です。その点、私立学校にとって、野球はこれ以上ない宣伝媒体です。学生野球、ことに高校の野球の人気はものすごく高いのです。夏休み中（8月）に行われる全国高等学校野球選手権大会（開催球場の名前にちなんで、甲子園大会と呼ばれる）は、全試合、テレビジョン中継されるので、出場する学校の名前は全国に知れ渡りますから、これへの出場を目指して、各地区の予選から熱戦が繰り広げられるわけで、そのためにどうやって、野球能力の高い学生を集めるか、学校経営者にとっては死活問題であり、その争奪戦は全国規模で激しく繰り広げられます。「甲子園」に出場する学校の野球選手たちの多くは、遠い他の県の中学校から集められ、各高校が設置した「寮」に住み、いわゆる「野球漬け」の生活を送っているのが実情です。

こういう絶好の宣伝媒体が大学へはあまり来なくなった、従って、大学卒のプロ野球の花形選手が少なくなった、という現象は、いずれは高校にも及んでくるに違いありません。学生野球をプロ野球と絶縁状態に置いたままでは、高校野球自体が弱体化する、という危機感を、学校関係者・学生野球関係者たちが抱きはじめたというわけです。もちろん彼らは、このことを絶対に、口には出して（explicitlyに）は言いませんが。彼らにとって、今や、プロ野球は遠ざけるべきものではなく、交流し、すぐれた野球技術を教えてくれるはずの存在であり、学生野球が利用すべき教師なのです。高校の野球部にいても、プロからレベルの高い野球が学べる、という条件を整えることが、高校野球を大学野球と同じ運命を味あわせないための必須条件なのです。

もちろん、ここまで突き詰めて考えている学生野球関係者は、まだ多くはないでしょう。しかし、無意識のうちに、このまま何も手を打たなければ、大学野球の衰退は、いずれは高校野球が出会うべき運命なのだ、

ということは、ほとんど誰もが感じているはずです。そう感じない人は、よほどの鈍感です。

以上が、現在、学生野球が置かれている危機的状況なのです。繰り返しになりますが、こういうことを口に出して私に語った学生野球関係者は一人もありません。しかし、現実には現実です。このような現実を前に、憲章の改正が学生野球を救うことになるのでしょうか。今まで述べてきたような、プロ化の低年齢層への拡大は、サッカーの現実を直視する限り、野球にとっても避けることができないものだと思います。

「それでは、石井さん、なぜ貴方は改正作業に協力する気になったのですか？」という疑問を皆さんは持たれるでしょう。その疑問に対する私の答えは、『「送り人」になりたいから』、です。“Departures”という映画を皆さんもご覧になったと思います。その原題が「送り人」であることは、日本研究者なら、映画を観ていなくても、ご存知のはずです。

憲章に「死化粧」をほどこす、それが私の願いであり、改正に協力する気になった理由です。改正案の「前文」は、私が書いたものです。もちろん部分的に他の意見を取り込んでいますが、95%は私の原案の通りです。その冒頭で、「国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生は自己の属する学校において教育を受ける権利をもつ。これに対応して学校は、その権利を実現する責務を負う」というように、まっ白な「お白い」(ファウンデーション?)をほどこし、その上に、美しい線で眉毛を書き、真っ赤な口紅を唇に塗りました。「その意味において、学生野球は学校教育の一環であり、アマチュアリズムをその基底的要素とする」というように。

「学生野球は教育の一環である」という言説は、学生野球関係者の「合言葉」と言っても過言ではありません。しかし、その意味内容は人によってさまざまです。私自身は、この言説は嫌いですが、これは無内容で、学生野球の独善性を象徴的に物語るかのような言説です。私は、これを逆手に取って、自分流に定義をした上で、強引に「アマチュアリズム」を導き出す、というロジックを用いました。先に《95%は原案の通り》と言いましたが、残りの5%の修正部分というのは、実は、まさにこの部分なのです。この修正は「アマチュアリズム」という言葉を是非入れてくれ、ということを生徒野球関係者から強く主張され、それが委員会の多数意見になったので、しぶしぶ入れたのですが、このような表現にたどり着くまでには、かなり苦心しました。「学生野球は、アマチュアリズムの原則を採用する」という命題を宣言することは容易ですが、なぜそうでなければならないのか、ということの説明するのは、容易ではありません。いろいろと考えあぐねた結果が、この《教育を受ける者が、その教育を受ける対価としてお金をもらう、などということはありません》というロジックだったのですが、いまだに私はこれに満足していません。

そもそも、学校自身が経営の手段、宣伝媒体として学生野球を利用している、という現実を目の当たりにしながら、白々しく「アマチュアリズム」を唱えるのですから、最後まで、自分を満足させることはそもそも出来ないでしょうね。憲章改正を「死化粧」と称した私の気持ちをお察しいただければ幸いです。

資 料

野球ノ統制並施行ニ関スル件 昭和7(1932)年文部省訓令

我が國ニ於ケル運動競技ガ近時著シク普及發達シタルハ啻ニ體育ノ爲ニ之ヲ賀スベキノミナラズ國民ノ資質向上ノ見地ヨリ大ニ之ヲ慶バザルベカラズ

運動競技ガ國民ノ健康ヲ増進シ體位ヲ向上セシムルノ効果ハ固ヨリ言ヲ俟タズ更ニ人々ノ元氣ヲ振作シ氣宇ヲ明朗快潤ニシ其ノ態度ヲ公明眞摯ナラシムル等所謂運動精神ヲ體得セシメテ不知不識ノ間ニ人格ノ教養ニ資スルノ大ナルハ深く考慮スベキ所ニシテ體育運動ガ近世ノ教育ニ最モ重ンゼラルルノ理由亦此ニ存ス顧フニ我が國ニ於ケル運動競技中野球ハ比較的舊クヨリ行ハレ普及ノ範圍最モ廣ク其ノ一般民衆ニ及ボス影響亦甚大ナルヲ以テ體育運動ノ振興ヲ

期セントスルニハ先ツ野球ノ健全ナル發達ヲ圖ルノ要アリ而シテ學生ニヨリテ行ハルル野球ガ一般野球界ノ中心ヲナセルノ實情ニ鑑ミルトキハ之ガ第一着手トシテ其ノ適正健全ナル發達ヲ圖ルヲ喫緊ノ急務トナサザルベカラズ是レ今回特ニ學生野球ノ施行ニ關シ其ノ豫ルベキ基準ヲ示サントスル所以ナリ

凡ソ學生野球ノ要ハ教育ノ本義ニ則リテ運動競技ノ精華ヲ發揮セシムルニ在リ即チ之ヲ行フ者常ニ克ク學生ノ本分ヲ體シ純正ナル心情ヲ持スルヲ以テ念トナサザルベカラズ然レドモ往々ニシテ之ニ伴フ弊ナキ能ハズカノ野球ヲ行フ者又ハ野球ヲ觀ル者ノ熱狂ノ餘常規ヲ逸シ正道ヲ離ルルコト是ナリ此ノ如キハ互ニ相警メ又自ラ抑制シテ正シキニ就カシムベキハ論ヲ俟タズ尚且ツ本邦ニ於ケル野球ハ其ノ發達ノ過程複雑ニシテ之ガ施行ノ體様亦區々ニ流レ爲ニ適正ナル發達ヲ損ヒタルコト少カラズ

是ヲ以テ其ノ施行ニ關ル組織益々整備シ其ノ統制愈々確立スルニ至ラバ更ニ一層之ガ成果ヲ善美ナラシムルコトヲ得ベシ 蓋シ本邦野球界ノ現状ハ此ノ種ノ企劃ヲ實施スルニ方リ特殊ノ困難ノ之ニ伴フコト鮮カラザルベシト雖モ官民協力シテ堅忍事ニ當ラバ成功ノ日ハ必ズ到來スベシト信ズ

茲ニ學生野球ノ施行ニ關シ幾多ノ規矩ヲ掲ゲ其ノ實施ヲ觀望シ以テ之ガ適正健全ナル發達ヲ期セントス局ニ當ル者克ク本令ノ趣旨ヲ體シ其ノ達成ニ努ムル所アルベシ

日本学生野球憲章 前文 昭和21(1946)年

われらの野球は日本の学生野球として学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縱とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値とを持つてであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強健な身体を鍛練する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない。この理念を想望してわれらここに憲章を定める。

日本学生野球憲章 前文 (改正案 Entw. I) 2009年8月30現在

国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生は自己の属する学校において教育を受ける権利をもつ。これに対応して学校は、その権利を実現する責務を負う。この意味において、学生野球は教育の一環であり、アマチュアリズムをその基底的要素とする。

学生野球は、各学校がそれぞれの教育理念に立つて行う教育活動の一環として展開されることを基礎としつつ、他校との試合や種々の大会への参加をはじめ多様な形での交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成してこのような交流の枠組みを作り上げてきた。

この枠組みは、かつての「野球統制令」(昭和7年文部省訓令第4号)が作り出したような統制的なものではなく、逆に、直接学生・生徒に向き合う各校の責務を基底的要素としつつ、学校間の交流の公正かつ健全なあり方を求めて、下から上へと積み上げられるべきものである。

本憲章は、昭和21(1946)年に「学生野球基準要項」として制定され、同25(1950)年に現在の名称に変更されたほか、その時々新しい諸問題に対応すべく6回の改正を経て今日に至っている。しかしその間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。この事実は、疑いもなく、それが「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない」という、全く正しい理念を表明するものであったことに負うものである。

しかし、今日の学生野球が学生の自覚の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直し求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

この憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。もちろん、ここに盛られたルールのすべてが永久不変のものとは限らない。しかし、学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的理解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであろう。

(解 説)

今回の全面改定の趣旨

「前文」の解説に入る前に、便宜ここで、今回行った「日本学生野球憲章」(以下、単に「憲章」という。)の全面改定の趣

旨を説明する。憲章は、本改正憲章の「前文」に書かれているように、昭和21年12月21日に「学生野球基準要項」として制定されたものである。この「基準」という用語が端的に示すように、これは行政的発想を基礎に据えたものであった。この点を理解するには、この制定の経緯に遡る必要がある。それ以前の学生野球は、「野球ノ統制並施行ニ関スル件」と題する昭和7年文部省訓令第4号（通称「野球統制令」）によって束縛されていた。関係者たちが、戦後いちやくこの束縛からの解放を望んだことは当然であった。しかし当局はこの統制令の単純な廃止によって学生野球が野放しになることを恐れ、これに代わるルールづくりを求めた。学生野球の行政的統制からの独立は、現実には行政が満足する形をとらざるを得なかったのである。実際、改正前の憲章の実質的内容は、統制令と比較してみると一目瞭然だが、その本質的部分をほぼそっくり引き継いだものであった。行政的発想が「基準要項」に流れ込んだのは、こうした経緯によるものなのである。

今回の改正の最も重要なポイントは、この統制的な行政的発想を憲章から払拭することにあつたと言っても過言ではない。もちろん、新憲章の中にも、日本学生野球協会を頂点とする学生野球団体（憲章第3条参照）のピラミッド型組織による学生野球の秩序保持システムに関する条項が見られる。しかし、それは学生野球を自己の政治的・商業的な利益のために利用しようとするセクターからの複雑・多様な働きかけに対抗するための備えであつて、統制ではなく、野球に青春を賭ける学生たちの利益を保護するためのシステムなのであり、その趣旨は、以下に述べるように、新憲章の「前文」にはっきりと示されているのである。

前文解説

前文が学生の「教育を受ける権利」から書き起こされているのは、学生野球が学生自身の権利の問題として捉えられなければならないことを宣言するためである。「学生野球は教育の一環である」という言い方はしばしば聞かれるが、その意とするところは人によってさまざまである。前文は、あらためてこれを、学生の「教育を受ける権利」の次元で捉えるのが適切であるとしたものである。

そして、この権利を学生野球の根底に据えると、学生野球システムの構造は今までと全く異なったものとして理解されることになる。このシステムの中で最も重要なのは学生に直接向き合う学校が果たす役割だ、ということは誰の目にも明らかであろう。学生野球のシステムが、かつてのような統制的・トップダウン的なものではなく、各学校の、学生の「教育を受ける権利」を実現する責務」を基礎として、「下から上へと積み上げられるべきものである」という前文の理解は、このようにして導き出されたものにほかならない。

ちなみに、統制令や旧憲章は、野球部のあり方、日常的な活動には全く触れておらず、従って学校の責務等に関して全く関心を示していない。そこには、試合・大会の種類、主催者、経理問題と学生野球関係諸団体間の「監督」のピラミッドと「学生野球の本義に違背する行為」を行った者に対する処分等についての諸規定が盛り込まれているにすぎないのである。

前文の後半では、現在の学生野球が、旧憲章では対応困難な諸問題に直面していることを、今回の全面改正の背景として挙げ、これについても「学生野球の枠組みを学生の『教育を受ける権利』の問題として……捉えなおすことの必要性を指摘しているが、その趣旨は、商業主義に立ち向かうには、何よりもまず学校がこれに対して毅然たる態度で立ち向かうこと、いわんや学校自身が学生を自己の利益追求の具にすることなどは仮にもあってはならない、という認識の表明である。

追 補 (2010年2月22日)

プラハのシンポジウムで配布された「日本学生野球憲章」・前文の改正案は、学生野球関係者・団体はもちろん、ジャーナリズムや一般市民からの「パブリックコメント」を受けるために2009年8月30日に公開された憲章改正第一次案の前文ですが、前文に対するコメントの中で最も批判の対象になったのは、「アマチュアリズム」という用語でした。

プラハで佐藤先生に代読していただいたペーパーには、「『アマチュアリズム』という言葉は是非入れてくれ、ということを生徒野球関係者から強く主張され、それが委員会の多数意見になったので、しぶしぶ入れた」という経緯を書きました。それが「パブリック」な意見では、「わかりにくい」として批判されたのです。これ自体は、私にとって内心まことに嬉しい展開でしたが、実はそれによって、「アマチュアリズム」という言葉に込められた学生野球関係者たちの思想内容を《日本語》で置きかえる、という難しい課題に取り組まなければならなくなったのです。

日本の学生野球界では、それまで誰ひとり、この言葉をきちんと定義した者はいませんでした。「プロ」とは違って、「金銭的利益や社会的名声を求めることなく、純粋に自己鍛練の目的で野球をやる」というあたりが、伝統的な「アマチュアリズム」概念の最大公約数的な意味内容なのでしょうが、学生野球界の現実はそのような《きれいごと》で片づけられるような状態にないことは公知の事ですし、反面、このような最大公約数以上の「崇高な理念」を信奉する人たちもいます。

結局、起草者としての私が選んだ途は、一方で、この「最大公約数」を採用し、他方で現行憲章の前文に

ある、「何やら有り難い」文章を利用することでした。すなわち、「学生野球は…… [教育を受ける] 権利を実現すべき学校教育の一環」である以上、「経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である」のは当然だ、という論法で、この「最大公約数」の根拠付けを行う一方、ほとんど無内容だが、「何やら有り難い」文章の引用を増やしたのです。

ここで付けくわえておきますと、amateurism という言葉は、English Oxford Dictionary や Webster など、英米の大きな辞書を引いてみると、確かに載ってはいますが、一般にはあまり使われない言葉のようであり、しかも日本の学生野球人たちが考えるような《崇高な》あるいは「何やら有り難い」ものを表現することではなく、《素人っぽさ》、露骨に云えば《下手くそ》という意味合いをもった言葉のようです。たとえば、「wellmeaning amateurism」という言いまわしがあるようですが、wellmeaning は “intending to be helpful, but not succeeding” とか、“having good intentions” (used often with a derogatory implication of inefficiency or un wisdom) という意味ですから、“wellmeaning amateurism” を日本語に訳せば、「独りよがりの素人芸」とでもいうような意味になるでしょう。これまで、日本の学生野球人は「プロ」を、《金目当てに野球をする奴ら》とさげすみ、「アマチュア」を《崇高な精神をもつ者》に見立てたため、「アマチュアリズム」という言葉も、amateurism とは違った意味をもつようになったと言えそうです。

追補資料

日本学生野球憲章 前文（改正案 Entw. I → II） 2010年2月23日現在（下線部分：追加）

国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生は自己の属する学校において教育を受ける権利をもつ。これに対応して学校は、その権利を実現する責務を負う。この意味において、学生野球はこの権利を実現すべき学校教育の一環であり、として位置づけられる。この意味において、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。

学生野球は、各学校がそれぞれの教育理念に立つて行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、~~かつ~~、他校との試合や種々の大会への参加等をはじめ多様な形式での交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域の組織および全国規模の組織を結成してこのような交流の枠組みを作り上げてきた。

この枠組みは、かつての「野球統制令」（昭和7年文部省訓令第4号）が作り出したような統制的なものではなく、逆に、直接学生・生徒に向き合う各校の責務を基礎的要素としつつ、学校間の交流の公正かつ健全なあり方を求めて、下から上へと積み上げられるべきものである。

本憲章は、昭和21（1946）年に「学生野球基準要項」としての制定以来され、同25（1950）年に現在の名称に変更されたほか、その時々新しい諸問題に対応すべく6回の改正を経てきたが、今日に至っている。しかしその間、前文は一貫して制定時の姿を維持してきた。それはこの前文が、 事実は、疑いもなく、それが「学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの学生野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。元来野球はスポーツとしてそれ自身意味と価値を持つであろう。しかし学生野球としてはそれに止まらず試合を通じてフェアの精神を体得する事、幸運にも驕らず悲運にも屈せぬ明朗強靱な情意を涵養する事、いかなる艱難をも凌ぎうる強靱な身体を鍛錬する事、これこそ実にわれらの野球を導く理念でなければならない」という、全く正しい理念を表明するものであったことに負うものである。

しかし、今日の学生野球が学生の自覚の次元を超えた性質の諸問題に直面していることは明らかであり、今回憲章の全面的見直しが求められた所以もここにある。このような状況に対処するには、これまでの前文の理念を引き継ぎつつも、上述のように、学生野球の枠組みを学生の「教育を受ける権利」の問題として明確に捉えなおさなければならない。

この憲章はこうした認識を前提に、学生野球のあり方に関する一般的な諸原則を必要な限度で掲げて、諸関係者・諸団体の共通理解にしようとするものである。もちろん、ここに盛られたルールのすべてが永久不変のものとは限らない。しかし、学生の「教育を受ける権利」を前提とする「教育の一環としての学生野球」という基本的理解に即して作られた憲章の本質的構成部分は、学生野球関係者はもちろん、我が国社会全体からも支持され続けるであろう。